

## 大田市告示第72号

大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月3日

大田市長 楫野弘和

### 大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、就業環境における意識及び行動の変容が見られることを踏まえ、市内でサテライトオフィスとして利用できるシェアオフィス等の整備を促進し、企業誘致及び創業環境の向上を図るため、必要な施設の開設及び運営に係る経費に関し、予算の範囲内で大田市サテライトオフィス等開設支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大田市補助金等交付規則（平成17年大田市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) サテライトオフィス 拠点事務所から離れた場所に開設する事務所をいう。
- (2) シェアオフィス等 シェアオフィス、コワーキングスペース、レンタルオフィスその他の複数事業者及びその従業員が同時にオフィスとして活用できる施設であり、次に掲げる要件を満たすものをいう。
  - ア 常態的に複数事業者やその従業員が同時にシェアオフィス等として利用可能な施設であること。
  - イ 机、椅子その他の複数事業者がオフィスとして活用するために必要な設備及び備品を備えていること。
  - ウ 情報セキュリティの確保されたWi-Fi等のインターネット環境を有すること。
  - エ 複数人で利用できるミーティングスペースを有していること。

オ 入居企業が利用できるセキュリティの確保された個室を設置していること。

カ オフィスの床面積の合計が50平方メートル以上であること。

キ 施設の全部又は一部の専用利用及び法人登記が可能であること。

(3) 事業者 法人をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 拠点整備事業 市内でテレワーク拠点等を開設し、又は拡充する企業等の当該テレワーク拠点等の施設整備・運営に関する事業

(2) 施設利用推進事業 拠点整備事業で整備されたテレワーク拠点等において、進出企業・滞在者・移住者の利用を促進するためのプロモーションや、ビジネスマッチング等のプロジェクトなどの地域活性化ビジネスの創出を推進する事業

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）

は、市内におけるシェアオフィス等の整備に係る事業（以下「補助対象事業」という。）を行うもので、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 施設整備後に、サテライトオフィスの利用事業者に係る企業誘致及び創業支援の対象施設として運営し、市の事業に協力すること。

(2) 補助金を利用して整備したシェアオフィス等を5年以上継続して、この補助制度の目的に沿った施設として運用することを誓約すること。

(3) 大田市暴力団排除条例（平成24年大田市条例第1号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(4) 貸金業（貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業をいう。）を行う者でないこと。

(5) 商品先物取引業（商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第2項に規定するものをいう。）を行う者でないこと。

(6) 連鎖販売取引（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。）、訪問販売（同法第2条第1項に規定する訪問販売をいう。）、電話勧誘販売（同

条第3項に規定する電話勧誘販売をいう。) その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行う者でないこと。

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業を行う者でないこと。

(8) 政治又は宗教活動を目的とする事業を行う者でないこと。

(9) 公序良俗に反する事業を行う者でないこと。

(10) 市税を滞納していない者であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。

)は、補助対象事業に係る経費で別表第1に定めるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第1に定める補助対象経費の10分の9以内とし、上限額は別表第2に定める額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 大田市サテライトオフィス等開設支援補助金事業計画書(様式第2号)

(3) 誓約書(様式第3号)

(4) 整備又は改修工事に要する経費の見積書及び明細書の写し

(5) 施設の整備予定位置図

(6) 整備又は改修工事の施工内容や床面積が分かる図面(平面図、展開図等)

(7) 整備又は改修工事前の現況写真

(8) 申請者の企業概要

(9) 申請者の直近2期分の決算書の写し

(10) 登記事項証明書(全部事項)の写し

(11) 大田市税等の滞納のない証明書

(12) その他市長が必要とする書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、大田市サテライトオフィス等開設支援事業審査会による審査に基づき、補助金の交付の決定をしたときは、大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により、交付しないと決定したときは、大田市サテライトオフィス等開設支援補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際し、必要に応じて条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査に際し、申請の事業計画の適否を確認するため、必要に応じて当該申請者又は当該申請に係る物件等について調査を実施することができる。

(計画の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容の全部又は一部を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ大田市サテライトオフィス等開設支援補助金変更等承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の変更又は中止を承認したときは、大田市サテライトオフィス等開設支援補助金変更等承認通知書(様式第7号)により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、終了の日から起算して30日を経過した日又は指定する提出期限のいずれか早い期日までに大田市サテライトオフィス等開設支援補助金実績報告書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書及びその明細の写し

(2) 整備・改修工事後の施設の内観及び外観写真

(3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく検査済み証の写し(同法に基づく検査の対象に該当する場合に限る。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、

その内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、前条の規定による通知を受けた後、速やかに大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第13条 市長は、前条の補助金交付請求書を受理したときは、内容を審査し、適正であることを確認したときは、補助事業者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

2 前項の規定に関わらず、市長が特に必要と認めたときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、大田市サテライトオフィス等開設支援補助金（概算払）請求書（様式第11号）に確約書（様式第12号）を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の交付決定の取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助事業者はその返還を命ずるものとする。

（補助事業者の義務）

第16条 補助事業者は、補助対象事業の成果に関する調査等に協力しな

ければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和5年4月3日から施行する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1 (第5条関係)

区分	補助対象経費	適用範囲及び算定方法
拠点整備事業	整備・改修工事費	シェアオフィス設置のための整備・改修工事費、設計及び工事管理費
	備品購入費	机、椅子、印刷機等のシェアオフィス等の施設運営に必要な備品の購入費 ※数年間の使用に耐えると判断される物品で、1点あたりの購入単価が税抜50万円未満のもの
	人件費	施設運営に直接従事する者（パートタイム労働者及び有期雇用労働者を含む。）の人件費
	光熱水費	電気代、ガス代、水道料 ※オフィスでの利用分が明確な場合のみ対象
	通信回線使用料	電話回線及びインターネット回線の使用料 ※オフィスでの利用分が明確な場合のみ対象

	賃借料	土地・建物の賃借料（共益費を除く。）、備品のリース料、レンタル料
	委託料	施設の運営、管理に必要な業務の委託料
施設利用推進事業	動画、ポスター、ホームページ制作、お話しテレワークに係る旅費・宿泊費助成、説明会の開催、首都圏マッチングイベント参加、地元企業とのビジネスマッチングイベント、テレワーク普及イベント、講演会実施等に係る経費（消費税額を除く。）	本市域のテレワーク拠点等（整備補助事業で整備された施設は必ず含めること）において、進出企業・滞在者・移住者の利用を促進するため、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進する事業であること。

（注1）留意事項

原則、オフィス部分に直接かかる経費が対象となるが、事業に必要と認められる場合のみ、宿泊設備やカフェ等、オフィスの利用促進につながる施設の整備に係る費用（経費1）及び、用地取得や外構の工事等に係る費用（経費2）も対象経費に含めることができる。ただし、経費1及び経費2の総額を対象経費全体の5割未満かつ、経費2を対象経費全体の2割以内とすること。

（注2）対象外経費

- ・ 交付の決定を受ける前に要した経費
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・ 従前から実施しているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等に要する経費（ただし、それらと関連して行う、新たなサイドイベント等に要する経費は除く。）
- ・ 貸付金又は保証金、基金積立金
- ・ 支払手数料、備品の郵送料など

- ・他の機関からの補助金等を受けている事業に要する経費
- ・特定の個人に対する給付経費及びそれに類するもの
- ・その他、事業実施に必要と認められないもの

別表第2（第6条関係）

区分	施設の収容人数	補助限度額
拠点整備事業	20人以上	45,000,000円
	20人未満	30,000,000円
施設利用推進事業		12,000,000円



様式第 1 号 (第 7 条関係)

年 月 日

大田市長 様

所 在 地  
事 業 所 名  
代 表 者 役 職  
氏 名

大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付申請書

大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

申請額	円 (千円未満切捨て)
添付書類	<input type="checkbox"/> 大田市サテライトオフィス等開設支援補助金事業計画書(様式第 2 号) <input type="checkbox"/> 誓約書(様式第 3 号) <input type="checkbox"/> 経費の見積書及び明細書の写し <input type="checkbox"/> 施設の整備予定位置図 <input type="checkbox"/> 整備又は改修工事の施工内容や床面積が分かる図面(平面図、展開図等) <input type="checkbox"/> 整備又は改修工事前の現況写真 <input type="checkbox"/> 申請者の企業概要 <input type="checkbox"/> 直近 2 期分の決算書の写し <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(全部事項)の写し <input type="checkbox"/> 大田市税等の滞納のない証明書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要とする書類

様式第2号（第7条関係）

大田市サテライトオフィス等開設支援補助金事業計画書

1. 施設整備事業者（申請者）の概要

事業者名称	
代表者氏名	役職 氏名
所在地	〒
連絡先	— — (担当者： )
	Mail：
業種	

2. 拠点施設の概要

施設名称	(未定の場合は仮称を記入)
施設住所	〒 大田市
収容人数	人 (施設内で同時に働くことのできる人数)
床面積	m <sup>2</sup> (オフィス部分の床面積のみ)
法人登記	整備施設を住所地とした法人登記 ( 可 ・ 不可 )
施設管理者 (運営者)	事業者名： 所在地： 代表者名：
施設機能	オフィスやミーティングスペース以外の機能を含む場合は内容記載してください。

3. 施設整備事業計画の概要

ア 工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
イ 施設概要・ 運営体制	<p>① 整備計画の概要と、施設整備したことによって見込まれる人・企業の流入やコミュニティの変化等を、以下に記載するか任意様式にて提出してください。</p>
	<p>② セキュリティ・通信環境、施設の広さ、家賃、共用備品の設置計画、各部屋・スペースの用途等を以下に記載するか任意様式にて提出してください。 (別添で図面も提出してください。)</p>

ウ  
事業の特色

① 事業の特色や独自性、オフィス利用者に対する特段の支援メニュー等がある場合、その内容を以下に記載するか任意様式にて提出してください。

② 整備施設において市外企業と市内企業との事業連携やマッチング促進のための運営方針及び施設機能について以下に記載するか任意様式にて提出してください。

4. 施設整備後の持続性や運営体制

エ 施設の利用 見込み（企 業誘致等）	① 整備した施設における企業誘致等による入居企業見込みをご記載ください。						
		年度	年度	年度	年度	年度	累計
	1. 入居企業数 [a]	社	社	社	社	社	社
	2. [a]のうち 県外からの企 業数	社	社	社	社	社	社
	※入居企業数とは、短期利用やトライアル利用ではなく、賃貸借契約や利用契約を結び、継続的に施設を利用する、企業の数指します。ただし、リモートでの利用は含めません。						
	② 企業誘致等による入居企業見込みを達成するための誘致活動や PR についてどのように進めていくのか、以下に記載するか任意様式にて提出してください。						
	( ) 年度 補助期間						
	( ) 年度から ( ) 年度まで						
( ) 年度 以降							

オ  
施設の利  
用見込み  
(延べ利  
用人数)

① 整備した施設における延べ利用人数見込みをご記載ください。

	年度	年度	年度	年度	年度	累計
1. 年間利用者数[b]	名	名	名	名	名	名
2. [b]のうち県外からの利用者数	名	名	名	名	名	名

※利用者数とは、短期利用やトライアル利用、ワーケーションでの利用と学生の利用及び入居して利用している企業の従業員数など、個人の延べ数を指します。ただし、施設外からのリモート利用は含めません。※入居企業の場合、従業員数×年間稼働日数の見込みで計算してください。

② 施設の利用人数を増加させるための取り組みやPRについてどのように進めていくのか以下に記載するか、任意様式にてご提出ください。

( )年度 補助期間	
( )年度から ( )年度まで	
( )年度 以降	

カ  
施設の運  
営体制な  
ど

① 整備後の施設運営体制や役割についてや、事業運営の上で連携事業者がいる場合はその関りについて、以下に記載するか任意様式にて提出してください。

(施設運営体制)

(連携事業者との関り)

## 5. 事業効果

本事業を実施することによってもたらされる効果及び市内産業への波及効果を、以下に具体的に記載するか任意様式にて提出して下さい。



6. 事業費

	合計	自己資金	借入金	その他
収入	円	円	円	円
支出	円			

総事業費（税抜額）	円
-----------	---

対象経費内訳

項目	拠点整備事業（税抜額）	施設利用推進事業（税抜）
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
小計	円	円
対象経費（税抜額）合計（A）		円

※任意様式提出可 経費区分の分かる資料を一覧にして添付しても構いません。

※項目ごとに見積書及び内容の分かる資料を添付してください。

経費例

- (1) 整備・改修工事費：オフィスの整備・改修工事費、設計及び工事監理費
- (2) 備品購入費：机、椅子、印刷機等の備品購入費（配送料を含む。）
- ※ 1点あたりの購入単価が税抜 50 万円未満のものが対象
- (3) 人件費：施設運営に直接従事する者（パートタイム及び有期雇用労働者含む。）の人件費
- (4) 光熱水費：電気代/ガス代/水道料 ※オフィスでの利用分が明確な場合のみ対象
- (5) 通信回線使用料：電話回線及びインターネット回線使用料 ※オフィスでの契約等が明確な場合のみ対象
- (6) 賃借料：土地・建物の賃借料（共益費等を除く。）、備品等のリース料、レンタル料
- (7) 委託料：施設の運営、管理に必要な業務の委託料
- (8) 広告費：施設利用者を募集するためのパンフレット及びホームページ等の制作に係る広告宣伝費

7. 補助金申請額

【上記（A）×9/10】 =	円（千円未満切捨て）
----------------	------------

8. 実施スケジュール

取組項目	( ) 年度											
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

※任意様式提出可

様式第3号（第7条関係）

大田市長 様

誓約書

大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づく交付申請にあたり、下記のことを誓約します。

記

1. 要綱第4条の交付対象に適合しています。
2. 大田市サテライトオフィス等開設支援補助金の交付を受けて実施する施設の整備後、5年間は補助事業の目的に沿った施設利用を継続し、各年度の施設利用実績報告書を市に提出します。
3. 市の行う企業誘致、創業支援等の各施策に協力します。
4. 施設の管理責任者を定め、若しくは管理を専門的に行う事業者へ委託し、施設の利用環境の向上に努めます。
5. この制約に違反又は相違があり、要綱第14条の規定により補助金の交付決定の取消しを受けた場合、要綱第15条の規定に基づき補助金の返還を命じられたときは、これに異議なく応じます。
6. 補助金申請に関し提出した書類の写しは、全て原本と相違ありません。

年 月 日

所在地

事業所名

代表者役職

氏 名

印

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

大田市長

大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、下記の条件を遵守すること。

- ・事業内容について、市が実施する調査・現地確認等に協力すること。

様式第5号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

大田市長

大田市サテライトオフィス等開設支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、交付しないことを決定しましたので、大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 申請事業内容

2 不交付理由

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

大田市長 様

所在地  
事業所名  
代表者役職  
氏 名

大田市サテライトオフィス等開設支援補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり変更したいので大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 変更（中止、廃止）の内容

2 変更（中止、廃止）の理由

様式第7号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

大田市長

大田市サテライトオフィス等開設支援補助金変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更について、大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認内容

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

大田市長 様

所在地  
事業所名  
代表者役職  
氏 名

大田市サテライトオフィス等開設支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた件について、下記のとおり補助対象事業が完了したので、大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

1 事業報告書 別紙のとおり

2 添付書類

- (1) 補助対象経費に係る領収書及びその明細の分かる資料の写し
- (2) 整備・改修工事前後が分かる施設写真
- (3) 建築基準法に基づく検査済み証の写し（該当する場合のみ）
- (4) その他、市長が必要と認める書類



別紙

1. 経費区分（実績額）

	合計	自己資金	借入金	その他
収入	円	円	円	円
支出	円			

総事業費（税抜額）	円
-----------	---

対象経費内訳

項目	拠点整備事業（税抜額）	施設利用推進事業（税抜）
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
小計	円	円
対象経費（税抜額）合計（A）		円

※任意様式提出可 経費区分の分かる資料を一覧にして添付しても構いません。

※項目ごとに見積書及び内容の分かる資料を添付してください。

経費例

- (1) 整備・改修工事費：オフィスの整備・改修工事費、設計及び工事監理費
- (2) 備品購入費：机、椅子、印刷機等の備品購入費（配送料を含む。）
- ※ 1点あたりの購入単価が税抜 50 万円未満のものが対象
- (3) 人件費：施設運営に直接従事する者（パートタイム及び有期雇用労働者含む。）の人件費
- (4) 光熱水費：電気代/ガス代/水道料 ※オフィスでの利用分が明確な場合のみ対象
- (5) 通信回線使用料：電話回線及びインターネット回線使用料 ※オフィスでの契約等が明確な場合のみ対象
- (6) 賃借料：土地・建物の賃借料（共益費等を除く。）、備品等のリース料、レンタル料
- (7) 委託料：施設の運営、管理に必要な業務の委託料
- (8) 広告費：施設利用者を募集するためのパンフレット及びホームページ等の制作に係る広告宣伝費

2. 補助金申請額

【上記（A）×9/10】 =	円（千円未満切捨て）
----------------	------------



5. 拠点整備事業の実績

<p>工事実施期間</p>	<p>年 月 日 ～ 年 月 日</p>
<p>施設概要・ 運営体制</p>	<p>① 今後の運営体制について、以下に記載するか任意様式にて提出してください。</p>
	<p>② 整備施設のセキュリティ・通信環境、施設の広さ、家賃、共用備品、各スペースの用途等を以下に記載するか任意様式にて提出してください。 (別添で施設の外観や各スペースの内観等がわかる画像も提出してください。)</p>

事業の特色

① 施設の利用方法、メニュー等について以下に記載するか任意様式にて提出してください。

② 施設におけるコミュニティ形成が促進される機能、事業者同士のマッチング等企業連携の仕組みについて以下に記載するか任意様式にて提出してください。

6. 施設利用推進事業の実績

以下に具体的に記載するか任意様式にて提出して下さい。

7. 施設整備後の利用見込み

施設の利用  
見込み（企  
業誘致等）

① 整備した施設における企業誘致等による入居企業見込みをご記載ください。

	年度	年度	年度	年度	年度	累計
1. 入居企業数 [a]	社	社	社	社	社	社
2. [a] のうち 県外からの企 業数	社	社	社	社	社	社

※入居企業数とは、短期利用やトライアル利用ではなく、賃貸借契約や利用契約を結び、継続的に施設を利用する、企業の数指します。ただし、リモートでの利用は含めません。

② 企業誘致等による入居企業見込みを達成するための誘致活動や PR についてどのように進めていくのか、以下に記載するか任意様式にて提出してください。

( )年度 補助期間)	
( )年度から ( )年度まで	
( )年度 以降	

申請時点から見込みを変更する場合、理由も併せてご記載ください。

施設の利  
用見込み  
(延べ利  
用人数)

① 整備した施設における延べ利用人数見込みをご記載ください。

	年度	年度	年度	年度	年度	累計
1. 年間利用者数[b]	名	名	名	名	名	名
2. [b]のうち県外からの利用者数	名	名	名	名	名	名

※利用者数とは、短期利用やトライアル利用、ワーケーションでの利用と学生の利用及び入居して利用している企業の従業員数など、個人の延べ数を指します。ただし、施設外からのリモート利用は含めません。※入居企業の場合、従業員数×年間稼働日数の見込みで計算してください。

② 施設の利用人数を増加させるための取り組みやPRについてどのように進めていくのか以下に記載するか、任意様式にてご提出ください。

( )年度 補助期間	
( )年度から ( )年度まで	
( )年度 以降	

申請時点から見込みを変更する場合、理由も併せてご記載ください。

様式第9号（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

大田市長

大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金について、大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円



様式第10号（第12条関係）

年 月 日

大田市長 様

所在地  
事業所名  
代表者役職  
氏 名

大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定のあった補助金について、大田  
市サテライトオフィス等開設支援補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

金 円

振込依頼先

金融機関名							
支店名							
口座番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座						
口座名義	(フリガナ )						

様式第11号（第13条関係）

年 月 日

大田市長 様

所在地  
事業所名  
代表者役職  
氏名

大田市サテライトオフィス等開設支援補助金(概算払)請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金について、大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金概算払請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

(補助金交付決定額の80%以内とする。)

振込依頼先

金融機関名							
支店名							
口座番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座						
口座名義	(フリガナ )						

様式第12号（第13条関係）

年 月 日

大田市長 様

所在地  
事業所名  
代表者役職  
氏 名

㊞

確 約 書

大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付要綱第13条第3項の規定により概算払金を請求するにあたり、次の項目について確約致します。

- 1 大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付要綱第9条の規定により、事業の中止を申請した場合、受領した補助金は返還致します。
- 2 大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付要綱第14条に該当し、交付決定の取り消しを受けた場合、受領した補助金は返還致します。
- 3 補助金の確定額が、すでに受領した補助金を下回り、差額が生じた場合、受領した補助金と確定額の差額を返還致します。